

仕様書

2020年12月

目次

| | |
|------------------------------------|---|
| 1. 件名 | 1 |
| 2. 目的 | 1 |
| 3. NEDO Channel | 1 |
| 4. 業務内容 | 1 |
| (1) スケジュールの設定 | 1 |
| (2) 現状分析、評価及び KPI の設定等に対する提案 | 1 |
| (3) チャンネルデザイン等に対する提案 | 1 |
| (4) 運用・分析等に対する提案 | 1 |
| (5) 手順書の作成 | 1 |
| (6) 評価及び KPI の見直し等に係るアドバイス | 2 |
| (7) 報告書の作成 | 2 |
| (8) その他付帯事項 | 2 |
| 5. 業務期間 | 2 |
| 6. 納品物及び納入期限 | 2 |
| (1) 納入物 | 2 |
| (2) 納入場所 | 3 |
| 7. その他 | 3 |

1. 件名

NEDO 公式 YouTube に係るコンサルティング業務

2. 目的

発注者は、2016 年 3 月から YouTube に公式チャンネルとして「NEDO Channel」を開設し、事業等に係る動画を公開している。2020 年 12 月時点でチャンネル登録数が 2,440 人であり、事業の成果等を PR することが目的ではあるが、発信力が弱い状況である。

そのため、本業務ではチャンネル登録者数を 1 桁増やすことを目指し、そのために必要な NEDO Channel の改善に向けて、専門的知見に基づく分析や提案を行うコンサルティング業務を行うことを目的に実施する。

3. NEDO Channel

NEDO Channel の URL は以下のとおり。

<https://www.youtube.com/channel/UCd40TUB8A9PIIdNs-vxF5t8g>

4. 業務内容

(1) スケジュールの設定

本業務全体のスケジュールについて、発注者と協議のうえ決定すること。スケジュールの検討にあたっては、2021 年 7 月に NEDO Channel 全体の構成を見直しリニューアルする予定であること、また「2021 年 10 月末までにチャンネル登録者数 10,000 登録以上」という目標があることを考慮すること。

(2) 現状分析、評価及び KPI の設定等に対する提案

NEDO Channel について現状を分析し、問題点の抽出を行うこと。そのうえで、改善点(NEDO ホームページ、Twitter 等との連携状況含む)等の提案と共に、KPI として設定すべき項目、数値についての提案を含んだ「現状分析・KPI 等提案書」を作成し、発注者の了承を得ること。

なお、提案にあたっては、発注者の掲げる「2021 年 10 月末までにチャンネル登録者数 10,000 登録以上」という目標を参考とすること。

(3) チャンネルデザイン等に対する提案

(2) で発注者の了承を得た提案内容に基づき、発信力のあるトップイメージ、NEDO Channel 全体のデザイン及び構成について、以下のとおり「チャンネルデザイン等提案書」を作成し、発注者の了承を得ること。

- ① NEDO Channel に既に登録済みの動画に対する改善策等についての提案を含めること。
- ② トップイメージ案及び全体構成デザイン案を作成し、添付すること。

(4) 運用・分析等に対する提案

(2) で発注者の了承を得た提案内容に基づき、YouTube による情報発信及び KPI 達成に向けた運用について、以下のとおり「運用・分析等提案書」を作成し、発注者の了承を得ること。

- ① 発注者自身が運用・分析を行い、目標達成に向け PDCA サイクルを回すことが可能な提案であること。
- ② NEDO ホームページや他の情報発信手段(SNS:NEDO 公式 Twitter 及び Facebook など)と連携や相乗効果が図れる方法を含めること。

(5) 手順書の作成

(2)～(4)で発注者の了承を得た提案内容に基づき、必要な各種手順書を以下のとおり作成し、発注者の了承

を得ること。

① リニューアル作業手順書

- (a) NEDO Channel の全体構成(トップイメージを含む。)をリニューアルするための作業手順を、発注者が作業可能なように分かりやすくまとめること。
- (b) 必要に応じ、用語集や解説書を添付すること。

② 運用・分析手順書

- (a) NEDO Channel の運用手順を、発注者自身が運用可能なように分かりやすくまとめること。
- (b) 目標達成に向けた NEDO Channel の改善につながるような分析手順を、発注者自身が分析可能なように分かりやすくまとめること。
- (c) 必要に応じ、用語集や解説書を添付すること。

(6) 評価及び KPI の見直し等に係るアドバイス

(5)②で発注者の了承を得た「運用・分析手順書」等に基づき定期的に状況を評価し、目標達成に向けた KPI 見直し等のアドバイスを行うこと。

(7) 報告書の作成

実施した内容について、報告書を作成すること。報告書は中間報告書と完了報告書を作成すること。中間報告書には、2020 年度に実施した内容を報告するものとし、2021 年 3 月 31 日(水)までに提出すること。また、完了報告書は最終的な成果・評価、今後の実施すべきこと等を含めること。

なお、完了報告書には(6)で実施した評価及び KPI の見直し等を反映すること。

(8) その他付帯事項

上記(1)～(7)の業務に付帯する事項を実施すること。

5. 業務期間

契約締結日から 2021 年 10 月 29 日(金)まで。

各業務の実施年度は「表 1 業務実施年度一覧」のとおり。

表 1 業務実施年度一覧

| 業務内容 | 2020 年度 | 2021 年度 |
|-----------------------------|---------|---------|
| (1)スケジュールの設定 | ○ | — |
| (2)現状分析、評価及び KPI の設定等に対する提案 | ○ | ○ |
| (3)チャンネルデザイン等に対する提案 | ○ | ○ |
| (4)運用・分析等に対する提案 | ○ | ○ |
| (5)手順書の作成 | — | ○ |
| (6)評価及び KPI の見直し等に係るアドバイス | — | ○ |
| (7)報告書の作成 | ○ | ○ |
| (8)その他付帯事項 | ○ | ○ |

6. 納品物及び納入期限

(1) 納入物

- ① 納入物の名称、本仕様書上の掲載箇所及び納入期限は「表 2 納入物一覧」のとおり。

表 2 納入物一覧

| 項番 | 名称 | 掲載箇所 | 納入期限 |
|----|---------------|--------|----------------|
| 1 | スケジュール | 4.(1) | 2021年3月23日(火) |
| 2 | 現状分析・KPI等提案書 | 4.(2) | 2021年4月27日(火) |
| 3 | チャンネルデザイン等提案書 | 4.(3) | 2021年6月24日(木) |
| 4 | 運用・分析等提案書 | 4.(4) | 2021年6月24日(木) |
| 5 | リニューアル作業手順書 | 4.(5)① | 2021年7月29日(木) |
| 6 | 運用・分析手順書 | 4.(5)② | 2021年7月29日(木) |
| 7 | 中間報告書 | 4.(7) | 2021年3月31日(水) |
| 8 | 完了報告書 | 4.(7) | 2021年10月29日(金) |

- ② 項番 6 について、4.(6)により見直しや更新が行われた場合は、修正版を提出すること。
- ③ 全ての納入物は電子媒体 1 部、紙媒体 1 部を納入すること。電子媒体の形式は Microsoft Office365、Adobe PDF で扱える形式とし、特殊な形式で納入する場合は、発注者に事前相談すること。
- ④ 全ての納入物は日本語で記述すること。

(2) 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー17 階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 広報部

7. その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり必要に応じて発注者と協議を行い、発注者と協力して業務を実施すること。
- (2) 本業務で生成される納入物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び所有権は全て発注者に帰属するものとし、受注者は著作物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 作成物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれている場合は、受注者は当該既存著作物使用に必要な費用負担及び無制限に使用できる使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
- (4) 納入後 1 年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること(以下「契約不適合」という。)が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。
- (5) 受注者は、本業務を実施するうえで知り得た情報及び発注者から提供され、秘密である旨の表示がなされている情報については、善良なる管理者の注意を持って扱う義務を負うものとする。
- (6) 仕様に無い事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。